

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期間入札の公告

令和 8年 3月23日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉田智美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 4月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 7日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月21日 午前 9時00分から 令和 8年 4月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 安芸郡海田町砂走1131番地1

建物の名称 ダイアパレス東海田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 砂走1131番1の702

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 7階部分 66.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 安芸郡海田町砂走1131番1

地 目 宅地

地 積 3406.06平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の109



物件明細書

令和 8年 1月20日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉田 智美

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 安芸郡海田町砂走1131番地1

建物の名称 ダイアパレス東海田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 砂走1131番1の702

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 7階部分 66.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 安芸郡海田町砂走1131番1

地 目 宅地

地 積 3406.06平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の109



令和 7 年(ケ)第 1 4 8 号
令和 7 年 1 0 月 2 8 日受理
令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 安芸郡海田町砂走1131番地1

建物の名称 ダイアパレス東海田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 砂走1131番1の702

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 7階部分 66.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 安芸郡海田町砂走1131番1

地 目 宅地

地 積 3406.06平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の109



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島県安芸郡海田町砂走10番48-702号	
建物	物件 1	
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる (<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 (A) <input type="checkbox"/> その他の者 () 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 次のとおり 管理費 10,430円 修繕積立金 8,340円 駐車料金 円 水道料金 2箇月に一度請求	令和7年11月10日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある 令和7年2月分～令和7年10月分 金185,070円 (遅延損害金 0円を含む) (別途遅延損害金年利14%要します) 損害金率年14% <input type="checkbox"/> 不明
管理費等照会先	日本ハウズイング株式会社	
その他の事項		
敷地権	符号 1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (符号1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (符号) <input type="checkbox"/> (符号)	
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	
敷地権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 (符号1) <input type="checkbox"/> 地上権 (符号) <input type="checkbox"/> 賃借権 (符号) <input type="checkbox"/> (符号)	
その他の事項	符号1の土地は、その北側及び東側が各道路(海田町道)に接面している(1140番2、1132番2、1131番2、1130番2の各土地は建設省所有名義。1133番8、1133番4の各土地は海田町所有名義)。	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> A (所有者)	1 本件建物には、私と私の家族が居住しています。 2 本件建物について、大きな修繕が必要な箇所はありません。

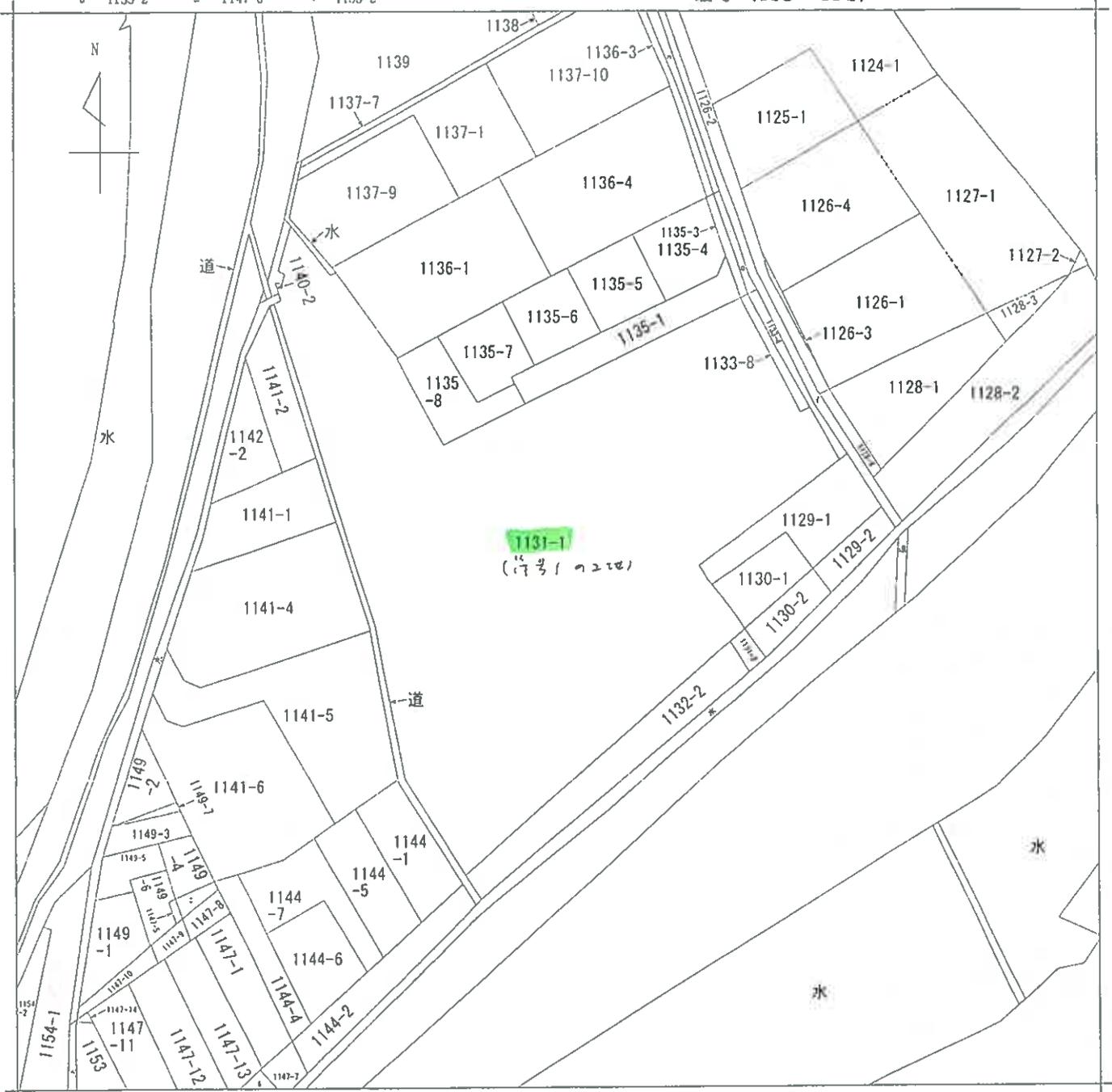
(執行官の意見用)

執行官の意見
<input checked="" type="checkbox"/> 1 本件建物等の状況は、別紙建物図面、建物間取図（見取図）及び添付写真等のおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。 以上

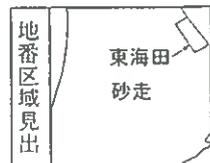
(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月28日() 13:40-13:55	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
7年10月29日() 15:25-15:55	物件所在地	Aと面談。占有関係調査、形状調査、写真撮影
7年10月30日()	当庁	滞納管理費等照会書送付(返送用切手110円同封)
7年12月4日() 11:05-11:10	物件所在地	Aの母と面談。占有関係調査、調査日時通知
7年12月4日() 11:40-11:50	海田町役場	建物課税関係調査、接道調査
7年12月5日() 14:50-15:35	物件所在地	Aと面談。占有関係・間取調査等、写真撮影(評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	安芸郡海田町砂走		地番	1131番1	
出力尺	1/600	精度区分		座標系又は番号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	明治34年12月		備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月28日
 広島法務局

請求番号：44-1
 (1/1)

登記官

登記年月日：平成30年1月28日

2036096

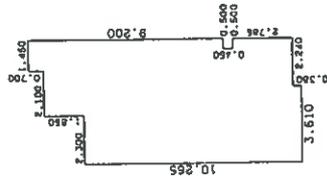
各階平面図

平成 30年1月28日

建築物図面

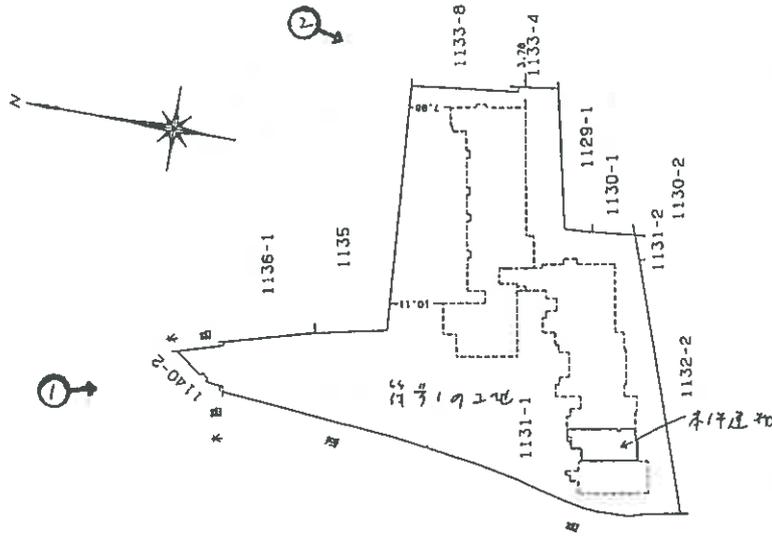
家屋番号
1131-1-702

建築物の所在
東京都港区田町砂走1131-1



求積表

2,300 x 10,265	=	23,6095
1,310 x 12,115	=	15,8706
0,790 x 11,735	=	9,2706
0,950 x 12,435	=	11,8132
0,500 x 9,200	=	4,6000
0,500 x 2,785	=	1,3925
合計	=	66,5564
床面積	=	66.55 m ²



建築物の存する部分 7 階

縮尺 1/1000

申請人

縮尺 1/250

土地家屋調査士
(平成30年1月28日現在)

作製者
土地家屋調査士

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月28日 広島法務局

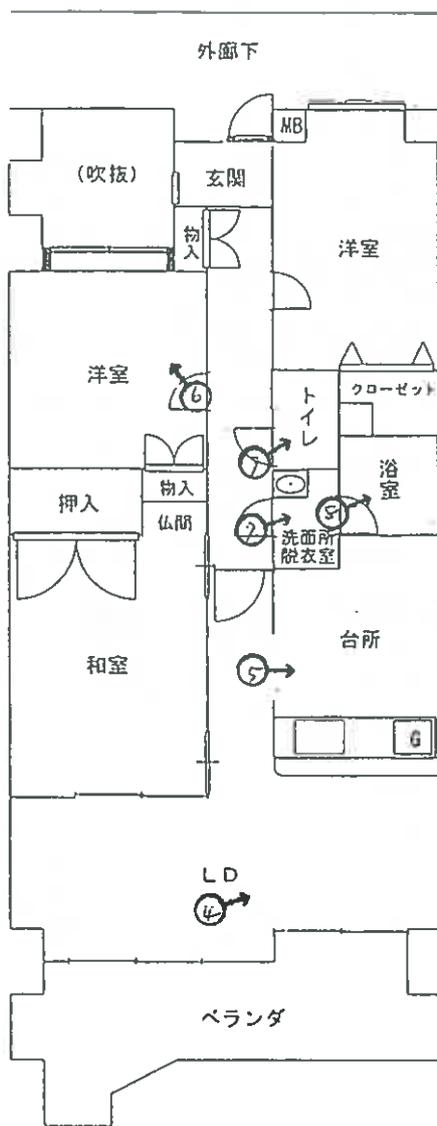
登録番号

(6 枚目)

請求番号：44-2

建物間取図（見取図）

（家屋番号 砂走1131番1の702）



↑ 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

写真1

本件マンション

符号1の土地



海田町道

写真2

本件マンション

符号1の土地



海田町道

写真3

本件マンション



写真4 (本件建物内)



写真5 (本件建物内)



写真6 (本件建物内)



写真7 (本件建物内)



写真8 (本件建物内)



写真9 (本件建物内)



令和 7 年(ケ) 第 148 号
令和 7 年 12 月 5 日 現地調査
令和 7 年 12 月 15 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

第1 評価額

番号	評価額
物件1	金 9,330,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	<p>(一棟の建物の表示)</p> <p>所在 安芸郡海田町砂走1131番地1 建物の名称 ダイアハレス東海田</p> <p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>家屋番号 砂走1131番1の702 種類 居宅 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床面積 7階部分 66.55㎡</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>土地の符号 1 所在及び地番 安芸郡海田町砂走1131番1 地目 宅地 地積 3,406.06㎡</p> <p>(敷地権の表示)</p> <p>土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10,000分の109</p>		同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	JR山陽本線「安芸中野」駅の南西方・直線距離約920m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	県道瀬野船越線南方にあつて、瀬野川と畑賀川に挟まれた一帯に、戸建住宅の立地を主体としてマンションも介在する状況にある。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% なし 河川浸水想定区域(想定最大)(特記事項参照) 大規模行為届出対象地域(県景観条例)
面地条件	規模符号1	3,406.06 m ² 間口 約 10 m 奥行 約 85 m 形状 不整形 接面状況 三方路(特記事項参照) その他 地勢は概ね平坦
接面道路の状況	北西側 約 6~7 m 北東側 約 4 m 西側 約 1 m	舗装 町道(78号線) 高低差 ほぼ等高 用悪水路(所有者:建設省)を介する 舗装 町道(79号線) 高低差 ほぼ等高 用悪水路(所有者:安芸郡海田町)を介する 舗装 里道 高低差 ほぼ等高 建築基準法上の道路ではない
土地の利用状況等	現状は対象物件を含む一棟の建物が存する 隣地は戸建住宅、共同住宅等 目的外建物 なし	
供給処理施設	<p>上水道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。</p> <p>都市ガス 接面道路の本管敷設 なし (特記事項参照) 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。</p> <p>公共下水 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。</p>	

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・敷地内にLPガス貯蔵施設が存する。・土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。・河川浸水想定区域については県のHP「洪水ポータルひろしま」を参照されたい。・三方路画地であるが、西側で接面する里道による効用は低位にとどまる。
------	--

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ダイアパレス東海田
建物の用途	共同住宅 (総戸数 87戸)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載): 平成 3年 1月 7日 新築 経過年数: 約 35年 経済的残存耐用年数: 約 15年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造10階建
仕様	屋根: ルーフィング葺 外壁: タイル貼り等 その他: =
設備等	エレベーター: 有(2基) 駐車場: 敷地内 22台 その他: =
建物の品等	使用資材 普通 施工 普通
管理の形態等	管理組合: 有 名称: ダイアパレス東海田管理組合 法人格 無 管理方式: 委託管理 管理会社: 日本ハウズイング(株) 管理形態: 管理人 有 管理人室 有 管理状況 日勤(午前9:00~午後5:30) 巡回 週5回
管理の状況	普通
特記事項	大規模修繕は平成27年に行われているが、令和10年3月頃にも実施計画あり(外壁、屋根、バルコニー、開放廊下を対象)

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
位 置	7階 (702号室) 主要開口部の方位：添付建物間取図のとおり
床面積	66.55㎡ (登記面積)
間取り	3LDK (添付建物間取図のとおり)
仕 様	天井：クロス貼等 床：フローリング、畳等 内 壁：クロス貼等 設 備：電気・ガス・給排水・衛生等 その他：一
保守管理の状態	普通
管理費等 (マンション管理組合 からの回答書による)	管理費： 10,430円 (月額) 修繕積立金： 8,340円 (月額) 水道料金 2か月に1度請求 滞 納 額： 有 令和7年2月分～令和7年10月分まで 185,070円
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

(1) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/m ²) ア	専有面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
300,000	66.55	0.30	5,990,000

ア 再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする

イ 専有面積： 登記面積による

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
35 年	15 年	50 年

残価率	観察減価
5 %	10 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = \boxed{0.30}$$

(2) 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
86,400	1.17	3,406.06	1.00	0.0109	3,753,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6~7m舗装町道に等高接面する地積250㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（海田-3）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
138,000	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{163}$	86,400

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

形状	0.95
三方路	1.03
面大増価	1.20
相乗積	1.17

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：

a	b	a ÷ b = c	権利割合(d)	オ(c × d)
109	10,000	0.0109	1.00	0.0109

(3) 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格(円)	敷地権価格(円)	価格補正	個別格差	占有減価修正	積算価格(円)
ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
5,990,000	3,753,000	1.20	1.05	1.00	12,276,000

ウ 価格補正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差（階層・位置・品等程度）：

階層別格差	1.05
位置別格差	1.00
タイプ別格差	1.00
その他格差	1.00
相乗積	1.05

オ 占有減価修正： 必要なし

2 評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格(円)	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	評価額(円)
ア				ア×イ×ウ×エ
12,276,000	1.00	0.80	0.95	9,330,000

イ 市場性修正 : 必要なし。

ウ 競売市場修正 : 第2 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価 : 代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を減価前の価格で除した割合として控除する。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（海田-3）

所 在 : 安芸郡海田町成木1497番1 (住居表示「成木15-13」)
価 格 : 138,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「海田市」駅 北東方 道路距離 約1kmに位置する
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 117㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北西側5m県道
用 途 指 定 等 : 第一種住居地域 (建蔽率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に、店舗等が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

建物 4,148,816 円 (1㎡当たり 62,341 円)、課税床面積 66.55 ㎡

土地

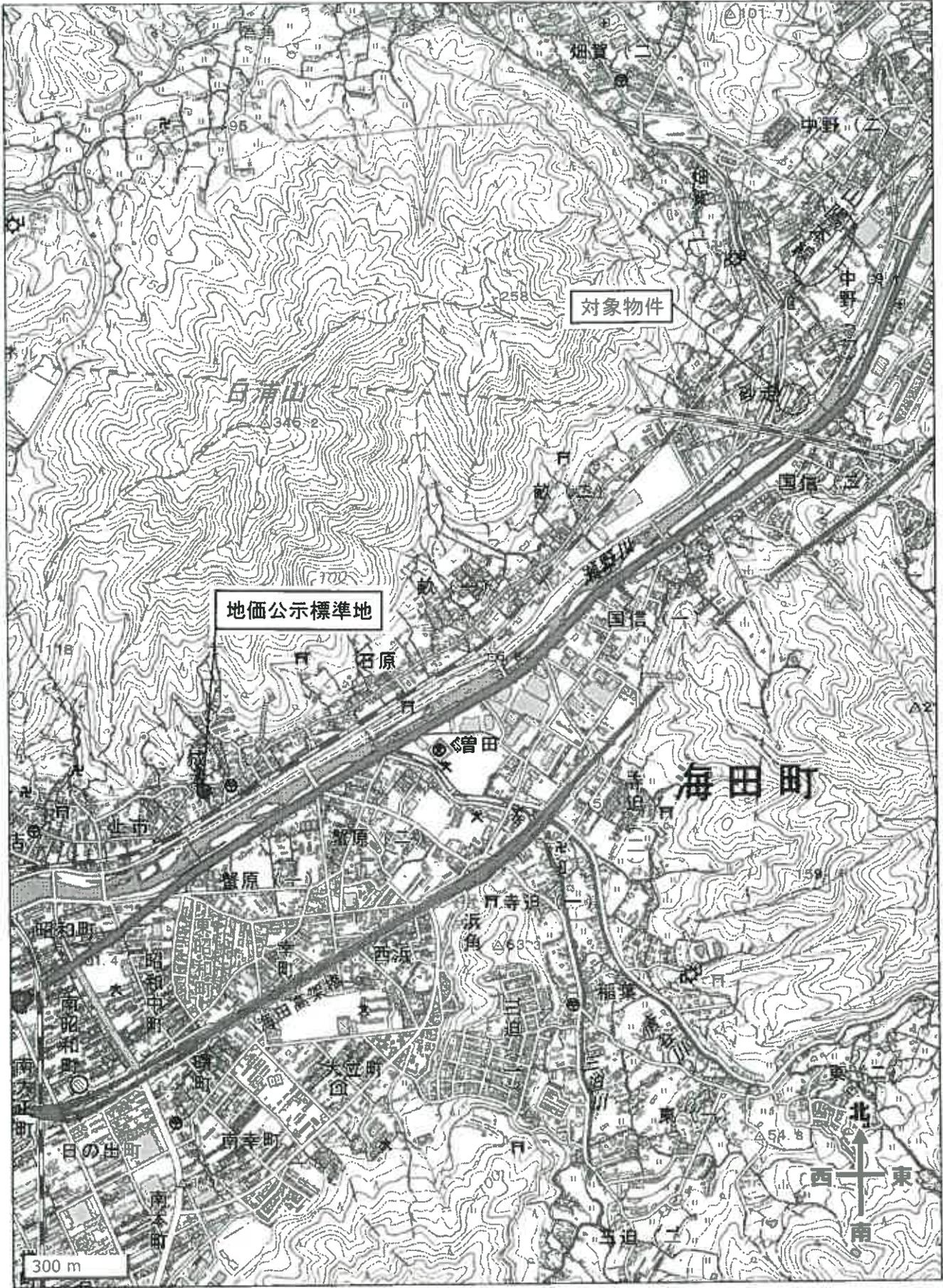
符号1 125,724,486 円 (1㎡当たり 36,912 円)、課税地積 3,406.06 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/15,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

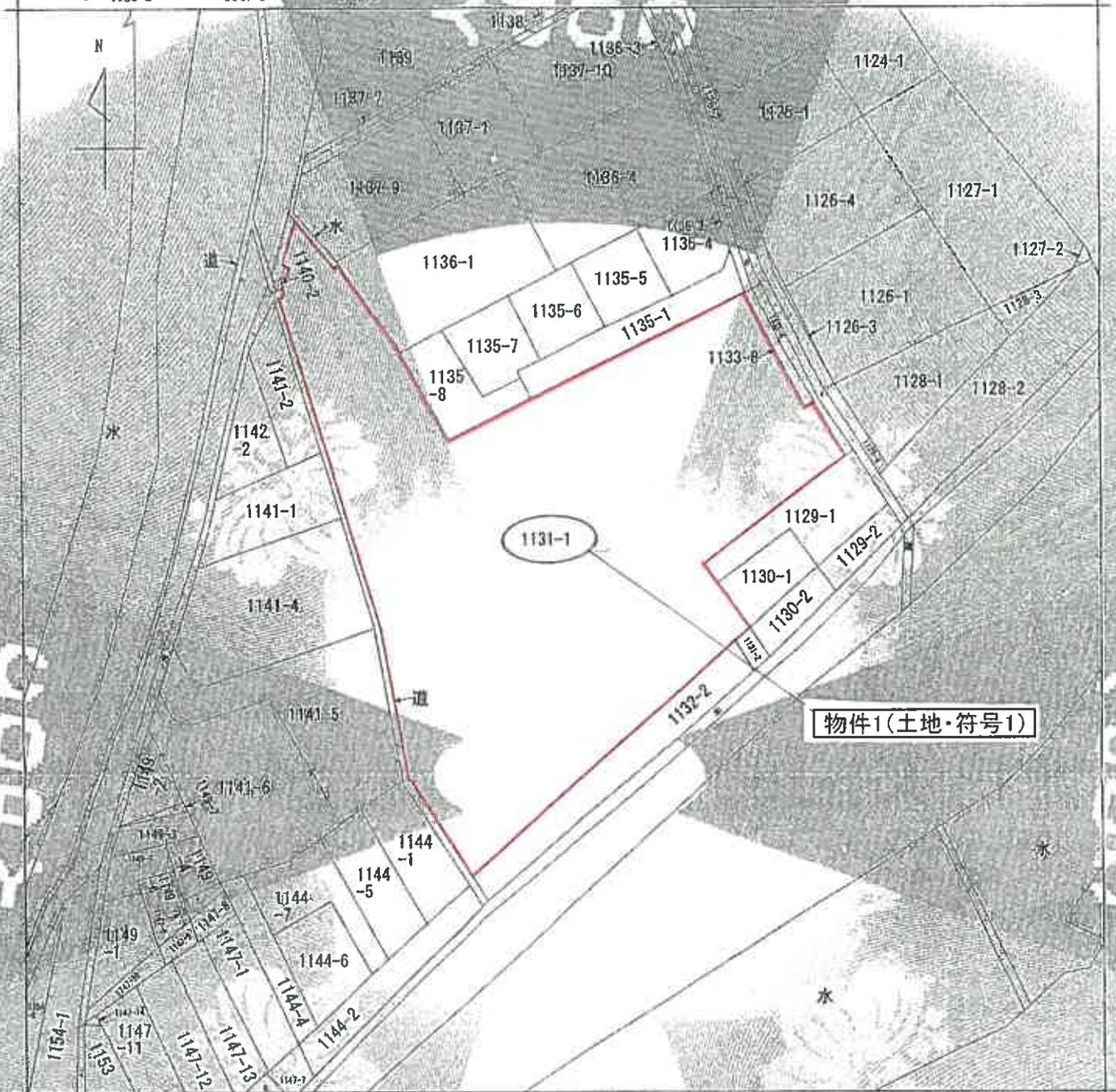
以 上



公 図 写

A3→A4縮小

道 1135-2 1136-2 1137-2
 1135-2 1147-6 1137-2



物件1(土地・符号1)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
 東海田
 砂走

請求部分	所在 安芸郡海田町砂走		地番 1131番1	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は地番注記	分類 地籍地籍簿等図面
作成年月日	明治34年12月	備考	補遺	種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した図面である。

令和7年9月11日
 広島法務局

地図整理番号：M05893

(1/1)

建物図面・各階平面図写

縮小(A3→A4)

建物図面 各階平面図

平成 3年 1月 28日

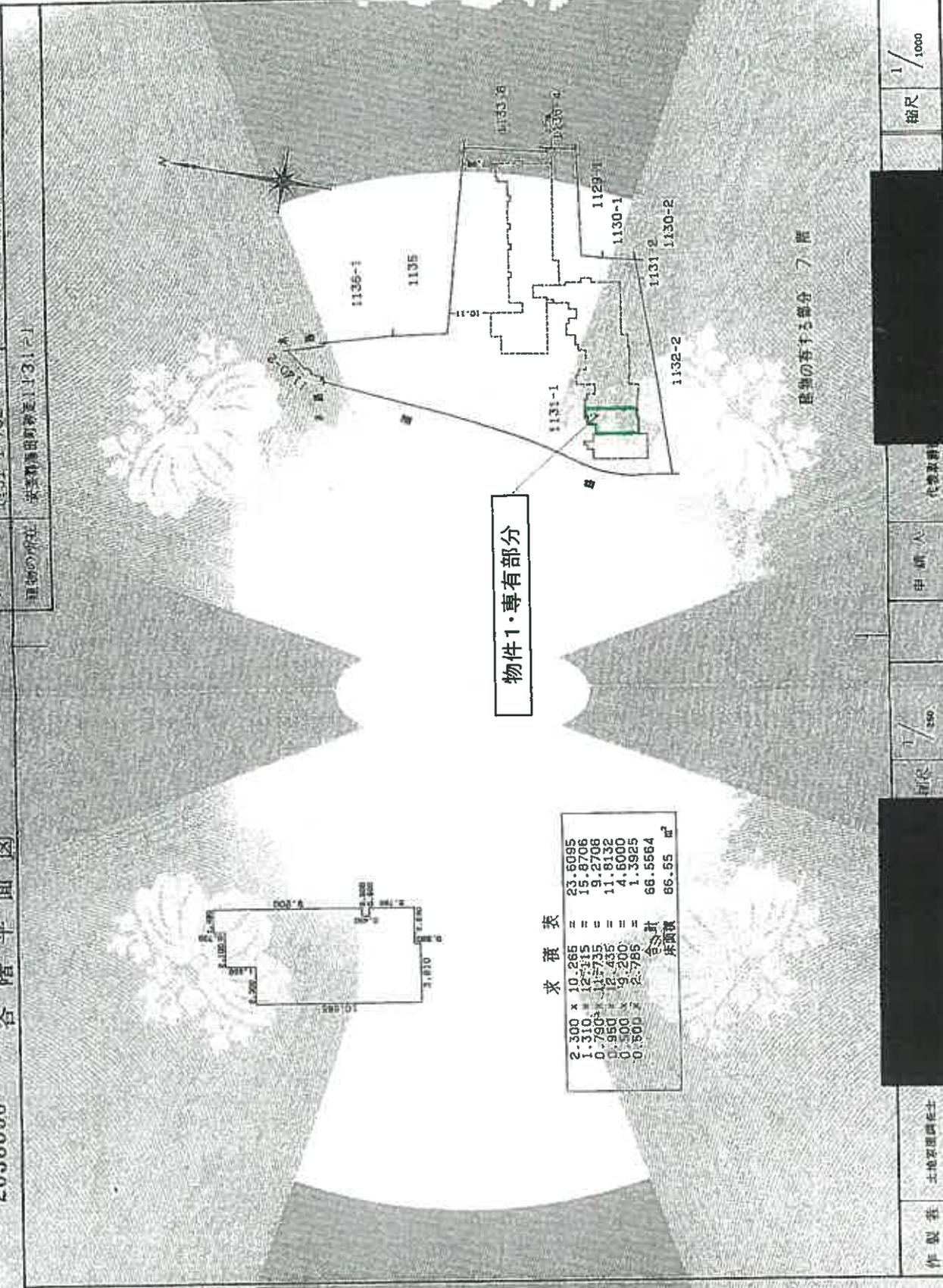
図面番 1131-1-702

建物の所在 東京都港区芝浦芝1-31-1

各階平面図

2036096

登記年月日：平成3年1月28日



建物の専有部分 7 階

物件1・専有部分

求積表

2,300 x 10,265	=	23,6095
7,370 x 2,015	=	15,8706
0,700 x 15,715	=	11,2708
0,950 x 12,435	=	11,8132
0,500 x 2,200	=	1,1000
0,500 x 2,795	=	1,3985
合計		66,5564
床面積		66.55 ㎡

縮尺 1/1000

代理人

縮尺 1/250

作成者 土地家屋調査士

(広島県土地家屋調査士会印紙)

これは図面に記載されている内容を証明したものであり、
令和7年9月11日 広島法務局

建物間取図（見取図）

（家屋番号 砂走1131番1の702）

